

新型コロナウイルス感染及び発熱や風邪症状など体調不良者の 登校・出勤復帰目安基準（生徒・教職員共通）

<新型コロナウイルス感染者以外>

次の（１）または（２）いずれかを満たすこと

- （１）医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症が否定された者（PCR 検査陰性者等）は症状消失後 3 日経過している
 - （２）医療機関を受診していない者または受診しているが新型コロナウイルス感染が否定できない者は薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日が経過している
- （*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤）
（**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）

<新型コロナウイルス感染による入院者の復帰目安>

- （１）退院基準を満たし、主治医の指示により退院していること
- （２）復帰に際して、1 週間の自宅待機を行ってから登校／出勤する
- （３）復帰後は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を適度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際には登校／出勤はしない
- （４）学校が復帰する者に、医療機関の「陰性証明書や治癒証明書」の提出は求めない

※退院後に PCR 検査の陽性が持続する場合がありますが、PCR 検査陽性であることが「感染性がある」ことを意味するわけではありません

※感染性は、発症 2～3 日前から発生し発症直後に最大になり、7 日程度で急激に感染性が低下すると言われていています

<新型コロナウイルス感染による宿泊療養 or 自宅療養からの復帰目安>

（１）宿泊療養又は自宅療養解除の基準
退院基準と同様に次のいずれかを満たすこと

1. 有症状者

- ①発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快*後 72 時間経過した場合（PCR 陰性は不要）
- ②症状軽快後 24 時間経過後、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認（*解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向であること）

2. 無症状病原体保有者

- ①検体採取日から 10 日間経過した場合
- ②検体採取日から 6 日間経過後、24 時間以上間隔をあげ 2 回の PCR 検査陰性を確認

（２）生徒・教職員登校／出勤制限解除の基準

上記の「宿泊療養又は自宅療養の解除基準」を満たした時点で、同時に登校／出勤制限解除の基準を満たす

（３）生徒・教職員登校／出勤制限解除の証明

登校／出勤制限の解除は、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に学校に登校／勤務を開始するに当たり、学校に証明を提出する必要はない

※上記基準はあくまでも目安のため個別事案について保健所・校長が必要であると判断した場合は検査の追加や自宅療養日数の変更を求めることもある

以上